

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 8 月 26 日
開 会 時 刻	午後 1 時 20 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 57 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について
	2 伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）（案）について
	3 子ども・子育て支援新制度にかかる「伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）」等について
	4 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（案）について
	5 第2次伊勢市総合計画（案）について
	6 障害者相談支援事業について（報告案件）
	7 おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況について（報告案件）
	8 離宮の湯の指定管理者の公募に係る経過について（報告案件）
説 明 員	情報戦略局長 企画調整課長 健康福祉部長 健康福祉部次長
	健康課長 健康課副参事 福祉総務課長 こども課長
	高齢・障がい福祉課長 教育部長 教育総務課長
	学校教育課副参事 小俣総合支所生活福祉課長
	ほか関係参与

協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中山委員長協議会を開会し、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について」、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)について」、「子ども・子育て支援新制度にかかる伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)等について」、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について」、「第2次伊勢市総合計画(案)について」の5件を協議し、「障害者相談支援事業について」、「おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況について」、「離宮の湯の指定管理者の公募に係る経過について」の3件の報告がありましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後1時20分

◎中山裕司委員長

それでは、引き続き教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について」、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)について」、「子ども・子育て支援新制度にかかる伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)等について」、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について」、「第2次伊勢市総合計画(案)について」以上5件及び報告案件といたしまして、「障害者相談支援事業について」、「おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況について」、「離宮の湯の指定管理者の公募に係る経過について」の3件であります。

これより会議に入ります。

会議の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また委員間の自由討議につきましては申し出があれば、随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は教育民生委員会の終了後、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は健康福祉部から「伊勢市新型インフルエンザ等対策行

動計画(案)について」ほか、報告案件も含めまして、全部で8件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

【伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について】

◎中山裕司委員長

「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について」当局からの説明をお願いします。
副参事。

●川端健康課副参事

それでは、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料1をごらんください。まず、パブリックコメントの結果について御報告をさせていただきたいというふうに思います。

6月12日の教育民生委員協議会で御協議いただいた後に、7月1日から31日までの1カ月間、伊勢市内に在住、勤務、通学される方を対象に御意見募集を行わせていただいております。この結果、期間中の提出意見はございませんでした。

したがって、6月12日の教育民生委員協議会に提案させていただきました内容と変更点等はありませんので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

今後の予定なんですけれども、本日の協議を経まして調整後、計画を確定をいたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の8条に基づきまして三重県知事に報告をさせていただく予定となります。

以上、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」の説明ということでさせていただきます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

どうもありがとう。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)について】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)(案)について」の説明をお願いします。

課長。

●杉坂福祉総務課長

それでは、「伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」（案）につきまして、御説明申し上げます。

資料2をごらんいただきたいと存じます。

計画策定にかかる経過としましては、平成25年6月11日に第1回の策定推進委員会を開催し、11月にはアンケート調査、地域懇談会を実施し、去る8月4日開催の策定推進委員会におきまして、福祉計画(案)を決定いただきまして、推進委員会委員長から内容等を、市長、社会福祉協議会会長に報告をいただきました。

2のパブリックコメントの実施結果につきましては、(1)意見募集方法から(4)意見提出の対象者までは、ごらんのとおりとなっております。

(5)意見募集の結果でございますが、電子メール2件と窓口提出1件の合計3件、提出いただきました。

2ページをごらんいただきたいと存じます。(6)の意見の内容及び市の考えを記載しております。左の列に「寄せられた意見」、右の列に「市の考え」を記載しており、それぞれの要点を主に説明させていただきます。

ナンバー1の意見1につきまして、(1)の地域福祉権利擁護事業につきましての名称は、平成19年に「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」となっております、併記のほうがよいとの意見をいただきましたので、変更をさせていただくような形になります。

中ほどの(2)の権利擁護事業の普及・周知につきましては、計画推進の際、地域懇談会や広報誌、ホームページなどを通じまして、市・社協の双方で周知を行いたいと考えております。

また、生活支援員の人材確保につきましては、高齢化に伴い権利擁護事業を利用する方の増加が見込まれますことから、社会福祉協議会において養成講座も開催しまして、担い手の確保、人材の確保に努めていきたいと考えております。

(3)成年後見人制度につきましては、今後利用が増加すると思われるので、事業の担い手として社会福祉法人やNPO等の法人が、法人後見人事業、市民後見人の普及につきまして研究をしていく必要があると考えております。

次に、3ページ上段、意見2のコミュニティーソーシャルワーカーの配置についての文言の明記、コミュニティーソーシャルワーカーの育成、専門知識、技術の向上などにつきましては、先進事例である大阪府を参考にさせていただきまして検討課題として捉えております。

意見3の障害のある人の雇用機会の拡大につきましては、事業所に積極的に働きかけることや、新たな雇用の創出に向けた施策・事業の検討が必要と考えております。

ナンバー2の意見1の具体事例の実施の可否という意見がございまして、3ページ後段から4ページ上段に市の考えを記載しております、市、社協、地域が積極的に実践を努め、その結果について検証しまして、課題の議論、改善策を講じながら継続して取り組んでいきたいと考えております。

意見2では、計画策定後の一、二年は、各組織の認知度向上に力点を置いた活動を要望

されておりまして、計画期間中、地域懇談会などを通じまして、福祉関係機関の周知、支援を求める人、見守る人と関係機関との距離を縮めてまいりたいと考えます。

意見3では、若年層への啓発などについての考えで、ソーシャルネットワークなど活用等、各組織が有効な手段、方法によりまして情報発信することを検討すべきであると考えております。

意見4では、地域福祉推進会議の概要について意見が求められておりまして、計画策定に参画いただいた福祉団体等の方を委員としまして構成し、計画の進捗を管理、年二、三回程度の開催を予定しております。会議の結果につきましては、広報紙、ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

次に5ページをごらんいただきたいと思えます。意見5では、世代間交流の場についての考えで、地域との連携によりまして、さまざまな機会を捉えた積極的な取り組みも必要と考えております。

ナンバー3のボランティア力を上げていくことにつきましては、社会福祉協議会と協力しまして、ボランティア事業の充実や活性化等で対応していきたいと考えております。

提案としまして、空き家や市営住宅等を生活体験する場としまして、障害者施策に生かしてはどうかとありまして、市としても今後、空き家対策に取り組む予定をしておりまして、福祉分野との連携においても模索していく必要があるかと考えております。

(7) 変更内容につきましては、意見1によりまして文言を変更させていただきたいと考えております。

「地域福祉権利擁護事業」を「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」というふうに文言を変更させていただきます。

3の今後の推進体制でございますが、伊勢市地域福祉計画推進会議の設置をさせていただきまして、その後地域懇談会の開催を予定しておるような状況でございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【子ども・子育て支援新制度にかかる「伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)」等について】

◎中山裕司委員長

次に「子ども・子育て支援新制度にかかる伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)等について」の説明を願います。

はい、課長。

●藤原こども課長

それでは「子ども・子育て支援新制度にかかる伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）等」について御説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に定める基準案につきましては、6月12日開催の教育民生委員協議会におきまして御協議いただき、7月1日から7月31日までの間、パブリックコメントを実施しました。

その結果について御報告させていただきます。

意見募集しました案件は1（1）のア、イ、ウの3つの基準（案）でございます。

意見募集の結果としましては、18人の方から38件の御意見をいただきました。

1 ページの下3（1）からいただいた御意見であります。

（1）の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、御意見がございませんでした。

2 ページの（2）の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、6件の御意見をいただきました。

ナンバー1と2は、類似する御意見ですので、市の考え方をまとめて1つにしてあります。

1歳児の保育士定数を児童6人に対し保育士1人という基準を、児童4人あるいは5人に対し保育士1人とすべきという御意見でございます。

これに対する市の考え方でございますが、特定教育・保育施設であります保育所における配置基準は、県規則で規定されており、今回市が定めようとする基準に対する御意見ではございませんので対象外とし、保育所以外の家庭的保育事業等における配置基準に対する考え方を述べております。

家庭的保育事業等における1歳児の職員配置基準としましては、保育所における現行の基準が6対1でございますが、それとの整合性を踏まえ、国が定める基準どおり6対1と定めたいと考えております。

次に、ナンバー3と4は、類似する御意見ですので、考え方を1つにしてあります。

小規模保育事業において、従事者は保育士資格を有する者とすべきとの意見でございます。

これらに対する考え方としましては、国が示している基準では保育士以外に家庭的保育者でもよいとされており、その家庭的保育者は講義及び実習を受け保育士と同等以上の知識及び経験を有する者とされており、

保育士資格を有することが望ましいとは思いますが、保育所等で受け入れが困難な場合に柔軟に対応していくことも必要であり、保育士資格を有せずとも一定の研修を受け知識・技能を修得した家庭的保育者でもよいとする国の基準どおりで定めたいと考えております。

次に、ナンバー5は、ナンバー1から4とも類似する御意見ですが、どの施設に入っても保育所最低基準以上の条件が保障されるよう、各施設の基準を統一すべきとの御意見です。

市の考え方としましては保育所の基準に準拠することを基本としておりますが、家庭的保

育事業等につきましては家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に保育を行うものであることから、職員資格などは保育所の基準とは異なったものとしており、柔軟に保育を提供できる基準としたいと考えております。

次のナンバー6につきましては、ナンバー1、2と類似する御意見ですが、子供たちがどこへ通っても安全を守れる職員配置の基準にすべきとの御意見です。

市の考え方としましては、職員配置数については保育所における現行水準との整合性を踏まえ、また、職員資格につきましては保育士資格を有することが望ましいとは思いますが、柔軟に対応していくことも必要と考え、国基準どおりで定めたいと考えております。

3ページの(3)の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては御意見がございませんでした。

(4)その他としまして、意見募集をした3件の基準案以外に対する御意見がありました。

これらにつきましては、今後の保育行政を推進する上での参考とさせていただきます。

以上から、案どおりで変更なく、条例案を作成していきたいと考えております。

以上がパブリックコメントの結果と考え方でございます。

なお、本件につきましては、去る8月7日に開催しました「伊勢市子ども・子育て会議」におきましても御報告、お諮りしたものであります。

今後につきましては、この基準案を条文化し、9月市議会定例会において条例案を提出したいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。ただいまの説明に対しまして御発言ございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

若干、質問させていただきたいと思えます。

これまで、整備方針(案)等を出されて、それぞれの会議等で図られてきたという経過については理解をさせていただきますが、整備方針の中でも出てますようにですね、計画を策定する上で、以前、市長就任時にこれからの伊勢市の人口動態も出されておまして、この整備方針(案)でいきますと今後はこれから10年先のことを言っているわけですが、以前出されました将来の伊勢市のすがたの人口統計の中でもですね、保育分野の影響ということで、これからいきますと10年後には4,561人という推計が出されておるんですけども、そういったことを踏まえてですね、各地域における人口減少、さらには、園児数の減少、どう分析してここへ反映されたかもう一度お聞きをさせていただきたいと思えます。

◎中山裕司委員長

はい、部長。

●鈴木健康福祉部長

西山委員の御質問は、次の整備計画に関する質問ということではないでしょうか。
運営基準に関する質問ということで。

○西山則夫委員

すみません。整備計画。

◎中山裕司委員長

よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ほかに御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)」についての御説明を願います。

はい、課長。

●藤原こども課長

「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)」について御説明申し上げます。

伊勢市におきましては、平成19年8月に「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」を、平成21年2月に「同施設整備計画」を策定し整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、国におきまして、幼稚園・保育所の一元化などの抜本改革が検討されたことから、当市における整備計画を凍結し、改めて方針・計画を策定することとしました。

国における新たな制度の検討と並行して、当市において有識者や幼稚園、保育所の職員、保護者などで構成する検討委員会を設置し、これからの就学前の教育・保育について御検討いただき、平成25年2月に提言をいただきました。

その提言を踏まえまして、本年2月14日開催の本協議会にもお諮りし、新たな方針を策定したところであります。

その後、個々の公立施設について、方針に基づいた施設整備計画を検討し、案を作成いたしました。

それでは、資料をごらんください。

まず、2ページの「はじめに」で先ほど申し上げました計画策定の経緯を述べておりま

す。

2 ページの下段の「Ⅱ 公立施設のあり方について」は、先に策定しております方針からの抜粋であります。

①保・幼・小・中の連携を含む実践研究等の中核的な役割を担うこと、②特別支援教育の中心的な役割を担うこと、③多様な保育ニーズへ対応していくこととしております。

その上で、3 ページの④「公立施設の整備・整理方針」としまして、少子化に伴い園児数が減少しており、「民間にできることは民間に」を基本に公立施設の整理統合を行なうこととしております。

整理統合にあたっては、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとし、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として整備し、他の施設については統合や民間への委譲等により整理することとしております。

なお、集団の最低人数として15人を下回った幼稚園については整理することとしております。

また、津波等防災対策は喫緊の課題であり、防災の観点も踏まえ、私立との共存、子育て支援の充実を総合的に捉えて施設を整備してまいります。

「Ⅲ 就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」としまして、個々の施設の計画を示しております。

まず、1 「計画の期間」としまして、平成27年度から36年度までの10年間としております。

2 では、先ほどの整備方針の抜粋と重なりますが、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を存続し各地域における拠点として整備していくこと、他の施設については、統合や民間への委譲等を行い、公立施設をスリム化していくことを述べております。

また、整理・統合をするにあたっては、教育・保育の質を低下させないこと、待機児童が生じることのないことが前提であり、民間への委譲・運営委託等にあたっては、適切な事業者がない場合は、当面は公立施設として存続させていくこととしております。

4 ページの①以降が各施設の計画となります。

①明倫保育所につきましては、子育て支援センターを併設しており、地域の子育て支援の拠点的役割を担う施設として公立で存続していきます。

ただ、施設の老朽化が進んでおりますので、大規模修繕を行なうこととします。

②浜郷保育所につきましては、保育需要は今後も安定して推移すると思われ、施設としては存続させますが、民間への委譲・運営委託を行なうこととします。

③大世古保育所につきましては、入所児童数が多い施設ではありますが、施設の老朽化による損傷が著しい施設です。

公立としては廃止することとし、現在地もしくは周辺地において民間の新設に委ねていきます。その際には、近距離にある御園第二保育園を含めて検討することとします。

④保育所きらら館につきましては、保育需要の非常に高い施設で、子育て支援センターの併設や、延長、休日、一時保育を実施する多機能保育所であります。

子育て支援のモデル的役割を果たす施設として公立で存続していきます。

⑤二見浦保育園につきましては、子育て支援センターを併設し、二見地区における中心

的施設であります。

津波浸水の危険度の高い立地であり、二見地区内の五峰・高城保育園と統合したうえで、高台等安全な場所へ移転します。

新たな施設では、子育て支援センターを併設し、延長保育等を実施することにより、二見地区の拠点として公立で運営していきます。

⑥五峰保育園につきましては、施設としては当面維持でき、保育需要も高い施設であります。

民間への委譲・運営委託も考えられますが、二見浦・高城保育園の津波災害対策としての高台等への統合移転先として、五峰保育園周辺が適地であることから、五峰保育園も含めて統合することとします。

⑦高城保育園につきましては、入所児童数が少なく、今後も入所児童数の増が見込めない施設であります。

また、施設の老朽化が進んでおり、津波浸水の危険度も高い施設であります。

二見浦・五峰保育園と統合した上で高台等安全な場所へ移転します。

⑧保育所あけぼの園につきましては、保育需要の高い施設で、施設としては存続させますが、民間への委譲・運営委託を行なうこととします。

⑨保育所しらとり園につきましては、唯一2歳児からの保育であり、施設的に乳児保育に対応できない施設ではありますが、保育需要の高い施設であります。

施設としては存続させますが、民間への委譲・運営委託を行なうこととします。

⑩保育所ゆりかご園につきましては、保育需要が非常に高い施設で、公立施設として存続させ、将来的には小俣幼稚園との統合による認定こども園化も視野に入れ、多様なニーズに対応した小俣地区の拠点的役割を担うこととします。

⑪御菌第一保育園につきましては、保育需要の高い施設で、公立施設として存続させ、延長・休日・一時保育を実施し、子育て支援センターを併設して多機能化を図り、御菌地区の中心的役割を担う施設とします。

ただ、施設の老朽化が進んでいますので、大規模修繕を行なうこととします。

⑫御菌第二保育園につきましては、施設の規模に対して入所児童数が少ない施設で、公立施設としては廃止し、現在地あるいは周辺地において民間に委ねていくこととします。その際には、近距離にある大世古保育所を含めて検討します。

⑬しごうこども園につきましては、幼稚園と保育所の機能を併せ持った幼保連携型認定こども園であります。

一時保育の実施、子育て支援センターの併設により地域の子育て支援の拠点的役割を担っております。

認定こども園の先進的取組の実践施設として機能しており、今後は延長保育を実施することにより多機能化を図り、保幼小の連携等の実践研究施設として公立で存続していきます。

また、しごうこども園における幼児教育は4歳児からですが、3歳児からの受け入れを28年度に開始できるよう目指します。

⑭小俣幼稚園につきましては、保育需要は安定している施設です。

幼児教育の中心的な役割を担い、将来的にはゆりかご園との統合による認定こども園化

も視野に入れ、公立で存続していきます。

また、4・5歳児の定員を、それぞれ70名から60名に減員し、教育環境を整えます。

⑮明野幼稚園につきましては、保育需要は安定している施設です。

民間へ委ねることが基本ではありますが、土地・建物が県所有であることから民間委譲はできないため、当面は借用を続け、公立で存続していきます。

⑯神社幼稚園につきましては、園児数が減少傾向にある施設で、また、津波浸水による影響を強く受ける立地にあることから、廃止することとし、周辺の施設に幼児教育を委ねていきます。

⑰城田幼稚園につきましては、園児数が減少傾向にある施設で、民間施設の通園バスも運行されておりますので、廃止することとし、周辺の施設に幼児教育を委ねていきます。

⑱としまして、これまでに休園としております幼稚園につきましては、廃止の手続きをとっていきます。

最後に、「おわりに」としまして、子ども・子育て支援新制度が27年度から本格施行され、その新制度を受けての民間施設の動向や、今後の人口の変化によって、適宜計画を見直し、ニーズに合った整備を進めていくこととしております。

7ページ以降は資料となります。

今後の予定といたしましては、パブリックコメントを実施した後、最終案を本協議会に改めてお示し、年内に計画策定に至りたいと考えております。

以上でございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

先ほどは大変失礼いたしました。質問させていただきます。

この整備計画に際しまして基本的に、伊勢市の子供、就学前の子供の人口動態というのは、大きく左右されるということで、方針案にも書かれておりますけれども、今回の計画は10年間を見据えたものであるということで、10年先に、この、以前伊勢市が出した人口、子供の人数について把握をされておりますが、そのことを踏まえてですね、地域とか、さらにはニーズ、そういったものを、まず基本的にどう受けとめて考えられたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

将来人口推計では0から4歳の人口が現在約5,000人のところ平成37年には約3,400人

に減少、さらに20年後の平成47年には約3,000人となる推計がございます。

市全体としての児童数の減少と各施設ごとのこれまでの園児数の動向を踏まえて園児数が少数となり今後の大幅な増加が見込めない施設につきましては、周辺施設へ委ねていくといった計画にしております。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

そういったことで、いろいろな、今回、整備計画が出されたという判断をいたしておりますが、次に今回、第2期の整備計画になると思いますが、第1期と第2期の違いということと、1期は5年、2期は10年ということになっておりますけども、少し異なっている理由についてはどうお考えでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

平成21年2月に策定しました、これまでの計画では、平成21年度から25年度までを第1期としておりましたが、国における制度改正の動きを受けて、平成22年1月の教育民生委員協議会におきまして、凍結する旨を報告をさせていただきました。

これまでの、以前の計画の第1期の途中で凍結した計画を再度策定し直すという形で今回の案を作成しております。

その以前の計画との違いでございますが、基本的な方向性は同じであります。

以前の計画では、各中学校区ごとに整備しておりましたものを、学校再編計画もございまして、学校区を明記した形では整理しないこととしております。

また、計画期間の違いでございますが、今回計画期間は10年としましたのは、統合や民間譲渡等を行っていく上で、5年間という短期間では、地域への説明や事業者の公募等が十分にできないことが想定されますので、10年間を計画期間として設定をいたしました。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい、西山委員。

○西山則夫委員

この資料を見せていただくと、どういう順番かわかりませんが、校區別に分類がされてないんですか、かなり判断がしづらいというに私自身は思っているのですが、以前がそうであったが今回はそうしなかったというところをもう少し具体的な理由をお教え願えませんか。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

今回の計画の順につきましては、保育所は条例等の順番で上げさせていただいております。

学校区という形で今回は整理をしてございませんでして、これまでの計画とは並びが違う形になっております。

◎中山裕司委員長

西山委員。

○西山則夫委員

条例順の整備だということで理解はしますけれども、我々地域を見た場合ですね、どういったところ、保育所があって、幼稚園があって、さらには民間の幼稚園、保育園があるということまで見ていかないと、地域的な課題・ニーズというのが、なかなか分からないと思うんで、そこら辺は少し意見として申し上げておきたいと思います。

次に、計画を行っていく上で10年としたということの中に、やはり、幼児の推移はそう変わらんとするんですけど、やはり現実的な進捗状況、あるいは年代によって変わってくるという可能性もそれぞれあるかと、この計画を遂行していく上では出てくると思うんですが、特に現在の公立施設を民間へ委譲していく、民間事業者へ委ねていく場合、募集期間は設けないんですか、どうなんです。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

民間へ委ねる際でございますが、募集の方法としては公募ということ想定しております。

公募する際の募集期間が現時点では具体的な案を持っておりませんが、期限を設けて募集を行っていきたいと考えております。

◎中山裕司委員長

西山委員。

○西山則夫委員

先ほど言いましたように、状況変化っていうのは必ず生まれてくると思うんですけども、民間へ委譲する、積極的に進めていきたいということをおっしゃってるんですが、具体的に、こういう施設をこういう形で、それぞれの所を見ていると、そういう具体的に書いてないわけですね、民間に委ねるとか、委譲していくということだけが書いてあってです

ね、それならば、ここはどうしていくかという、何年何月、何年度にどうしていくかというようなロードマップというか行程表というのが全然示されていないんですよ。

そういうことに対してやはり、こういった施設を利用する側にとってみれば、極めて不親切な話になるのではないかと。

あそこ行きたかったんだけど、施設が変わったということになると、保護者のニーズが、思いが全然違ってくると思うんですね、そこら辺の対応の仕方をね、今現時点でどう考えてござるのか少しお聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

今回の計画期間10年という中で、民間への委譲に向けて、地域あるいは保護者の方への説明行った上で、広報等により募集を行っていくということで、仰せのとおり、具体的にそれぞれの施設について、何年何月までにということは明示しておりませんが、この10年という期間内で、まずは募集をしてまいりたいというふうに考えております。

個々の施設ごとの、どの施設から着手していくのかということに関しても、スタートとしては同時に進行しまして、あと、それぞれの地域によって、理解を得ていくというあたり進み具合が異なってくるかと思いますが、それぞれ、説明をしながら理解を求めて、順次10年間という期間内で事業・計画が遂行できるような形で進めてまいりたいと考えております。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

あのですね、今、当委員会でも議論しております小中学校の適正化問題は、行程表を作ってですね、それで地域に入って説明して、どういう形で、こう学校運営していくか、と言うことをきちっと我々に説明していただいて、努力をしていただいているんですよ。

しかし、この保育所・幼稚園に関して言えば、出されとる中で本当に、いつというのが一切出さずに、なんか環境を整えば民間へ委譲するとかね、譲渡する。そうなれば、本当に利用したいと思った人は、本当に理解されるのかということになれば、極めて不透明やと思うんですよ。

だから、例えば何年先にここの幼稚園・保育所は民間で運用していただきますよ、ということがわかればね、判断材料が出るんですけども、ましてやそこに働く人たちはどうなるんです。

何にもわからんままにずーっと行って、来年からこうですよ、というようなことになるのかね、そうなったときに、ニーズも、保護者の関係も全部不透明なまま運用せざるを得ない、というのは極めておかしい話やないんですか。

小中学校が統合しますよ、という心構えをして皆さん議論しとるんです。この案でいき

ますと、その辺全然出てない。

ということで私は、全くわからないというのが心情です。ぜひ、もう一度御答弁いただきたい。

◎中山裕司委員長
部長。

●鈴木健康福祉部長

10年間の中で、この計画に基づいて、統廃合を進めていきたいということではありますが、初めにですね、各施設のほうへの保護者なり、地域の方への理解をいただきながら進めていきたいということですが、その段階で、来年から廃止ということにはなりませんので、数年先ということ、その時点では示させていただきながらですね、移行について支障がないように進めていきたいというふうな形で考えておきまして、今の段階で、この地域の理解の進み具合とか、そういった関係で、実施時期は不透明な部分もございますので、10年間というふうな形でこの計画を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

10年間というスパンを、期間を与えるということがいいのかどうか、ということがあると思うんです。

10年間の間にやればいいんだ、というもんじゃないと思うんですよね。

きちっと、先ほど言いましたように、地域別になってないこの説明の中で、地域の人にどうやって理解を求める。例えば保育所やったら、いろんな地域から来とるわけでしょ。

特定の町から入とるわけではないですね、いろんな地域からそこへ通とる、通所しとるわけですよ。そういった人たちも市民的な理解をもらわないとあかんわけです。

一部地域の問題やないというように思うんです。

そこら辺を、部長言われますけどね、なかなかそう簡単に。

小中学校のことばかり申し上げて、小中学だったら地域だけで、理解していただければ、進められるわけですね。

保育所・幼稚園の運営に対して本当に理解を求めるとしたら、全市的にやはり理解を求めていかんと、後ほども申し上げますが、やはりだめなんだというふうに私は思ってます。

ましてや、10年間ということの中で、途中でどういったことが起こるかわからないようなときにですね、そういうスパンを設けるということについて少し私は疑念がありますので、申し上げておきたいと思います。

次に、需要数の関係で、かなり需要が高い保育所、幼稚園もありますけれども、そういったところも含めて、民間へ委ねていくというときに、私は、これは、公立としての責務を放棄しているのではないかと。そんだけ需要があるところへ来てくれる、需要がある園へ

通園する、ということは保護者含めてニーズがあるという証拠ですから、そういったところを、民間に、他と統合して委ねていくということの是非は、やはり少し、市としてどう考えているのか。

まったくニーズの無いところをいつまでものけよと私は申しません。

だけどニーズのあるところ、やはり公立としての役目を責務をどう果たしていくのか、ということについてお考えを聞かせてください。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

保育需要の高い施設を公立で存続をさせるという考え方ではなく、公立としての役割としまして、子育て支援センターの併設や多機能化を図った上で拠点的に存続させるというふうに考えております。

需要への対応につきましては、民間施設に委ねてまいりたいと考えております。

これまでも、保育の実施に関しましては、民間の施設におきまして長年に担ってきていただいておりますというように実績もございますので、保育自体を放棄するというのではなく、民間にできることということで委ねていきたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

少し、見解が合いませんのでこれ以上言いませんが。

次にですね、老朽化した施設がふえてきてますよね。

一番新しいところではきららなんかは新しくて、しばらく改修は大丈夫だと思うんですが、かなり老朽化してきた施設を民間委譲する、あるいは改修してもらうのか、していくのか、これも明らかになっていない。そこら辺をきちっと、改修せずに民間へ委ねていくのか、それはその際は、公で補修をするのか、そういったことも、何も触れられていない、それで受け皿は民間ですよ、としたときに、受け皿としての民間の方々が本当に理解をしてくれるのかどうか。そこには必ず補修費の面倒は、保証はせんなんらんとするんですよ、公の場合。だから、そこら辺について、現在施設の老朽化についてどう考えますか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

施設の老朽化でございますが、今後、民間へ委ねる施設、あるいは、今後、統合等行って廃止することとなる施設につきましても、それまでの間につきましては、施設を使用している限りは、安全で快適な環境を維持するための改修修繕は引き続き行ってまいりたい

と考えております。以上でございます。

◎中山裕司委員長

西山委員。

○西山則夫委員

やっぱりそこなんですよ。使用する限りは改修すると、それがいつかわからん。

利用者がある限り続けていくと。

施設が悪くなくても改修しながらやっていく。ましてや耐震とか、津波とかいろんなことを考えた場合に、本当に今のままでいいのかどうかということをはっきりとね、もっと明確に方針を出して、説明していく責任が私はあるというふうに思っていますので、これも申し上げておきたいと思います。

最後にしますが、このままでいくと幼稚園は廃止が2つ、存続が3つということになります。

1つはクエスチョンマークの存続なんですよ、明野幼稚園は。これは県の施設ですから、しばらく話がつかないままに残っていくとと思っていますし、ここもかなり施設が古くなってきているということをお聞きしておりますけど、ここら辺含めてですね、市民の皆さんのニーズに応じていく、今まで5園、こども園入れて5園あるわけですけども、やはり選択肢が、段々段々少なくなっていくことについて、やっぱり市としての、もういいんだと、いう思いなのか、みんな民間に任せていくんだからいいんだというのか、やはり選択肢を残して、市民の皆さんに、こういった場所もありますよということをお示していくのが私は、公の責任だというふうに思っております。

以前どっかの指標を見たときに、私立と公立の比率は5対5にするとかね、やはり地域を住み分けて、ここは私立でやって、ここは公立でやっていた、そういったことも検討しながら、進められた実態もあると聞き及んでいますけど、こうやって選択肢を狭めていくということに対して、市としてどのような考えをお持ちなのか、ただ民間に委ねるというだけでいいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長

教育総務課長。

●北教育総務課長

公立幼稚園についての御質問をいただきました。

施設の収容の人員から見ますとですね、幼稚園のほうですね、公立の幼稚園の定員が、400人に対しまして、今、収容入所しておる人数が255人ということで、64%程度の充足です。

これは私立も含めまして考えてみますとですね、私立が45%程度ですので、市全体としていたしましては、50%を切っておるといような充足率になってまいります。

クエスチョンの明野幼稚園と言われましたけども、この分の人数をですね、例えば小俣地域だけの幼稚園で担うことも、現在の余裕数では可能でございます。

人員についてはそのように対応できると考えております。

市民の方の選択肢ということでしたけども、以前行いましたアンケートによりますと、私立へまた公立の別で園を選んだという率はですね、0.7%というように、利用者のうちで、そういったことを、選択の基準とされている方については、かなり低いものと考えております。

ですのでその市の園児のうちですね、何%を公立でこれからも担っていただくということよりも、計画の2ページにありますように、公立といたしましては、実践研究等の中核的な役割を果たしていく、標準的なカリキュラムをつくっていくとかしましてですね、民間の園にも、参考にしていただけるような取り組みを今後とも行っていくことで公立の役割を果たしていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長
西山委員。

○西山則夫委員

そういったアンケートが出てるといふ、実態的な幼稚園数が少ないんですから、行きたくても行けないんですね、公立ですよ。

だから、そういった数字も出てくるかというように思いますけども、これについても、少しまた今日だけやなしに、また別途議論させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いしたいと思っておりますが、整備方針の中で、こういったことがうたわれてます。現状と課題の分析の中で、幼稚園や保育所ではさまざまな工夫した取り組みを行っているが、保護者の経済的状況や、幼少期の生育環境によって格差が生じることがないように、子供の最善の利益を考慮しなければならない。さらに、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるよう取り組まなければならない、ということをやうたわれています。

ぜひ、こういった精神を大事に、私はしていく必要があるんじゃないか。

このことだけ申し上げて質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

暫時休憩します。20分まで休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時21分

◎中山裕司委員長

それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私はですね、神社幼稚園で世話になった1人でございますので、一言だけ聞かさせても

らいたいと思うんですが、おそらく今回整備計画(案)が出されたことによって、私ども地域では、いろんな議論がされてくると思います。

また私もですね、改めて時間を頂戴してしかるべきところで発言もさせてもらいたいなと思っております。

2点だけお聞かせをいただきたいんですが、先ほどの西山委員さんに関連してくるような話になるんですけど、3ページの2番の整備計画、この中にですね、既存の公立施設のうち子育て支援センターの併設や多機能に対応できる施設を存続させると、これは各地域における拠点として整備していくということなんですが、この拠点の考え方につきまして聞かさせてもらいたいと思うんです。

といいますのは、伊勢市全体でバランスよく、その拠点を配置をしてほしいなというふうな思いがありますので、その辺の考え方だけお聞かせいただけないでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

拠点の考え方でございますが、委員仰せのとおり、伊勢市全域を見て、それぞれバランスよく配置されることが望ましいと思いますが、既存施設の中で、そういった子育て支援センターの併設であったりとか、多機能化に施設的に対応できる施設を活用していくというふうに考えております。

そういった中でバランスを考えて、今回存続させる公立の施設を計画させていただいたところであります。

したがいまして、市内全域が全てひとしく均等に配置されているかということと必ずしもそうではございません。

どうしても施設として、そういったことに対応できる施設の中で拠点として考えさせていただきます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

具体的にですね、その拠点を、今の段階でどこへ置くかというのはおわかりになりますか。例えば明倫とか二見とか、これ資料に出てくるんですけど。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

存続させる公立施設を拠点というふうに考えております。

したがいまして、この計画の中で最終的に公立として残る施設が全部で9施設ございませぬけども、こちらを拠点的な役割を担っていくと、そういった施設として考えております。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

9施設が拠点として存続させていただくということなんですが、伊勢市の支所管内、9支所ございませぬが、支所管内で拠点となるところはございませぬか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

旧伊勢市の支所管内でということとなりますと「しごうこども園」のみとなろうかと思ひます。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

残る8つの地区は、なかってもいいということなんでしょうか。
その辺のお考えを聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

やはり全ての地域にそういった施設を公立で残すというところはこの計画では考えておりませぬでして、民間にできるところに関しては、民間に委ねていくという中で、公立施設のスリム化という観点からも、全ての支所ではないという計画になっております。

◎中山裕司委員長
はい。

○鈴木豊司委員

そうやなくてですね、教育委員会として、その地域に子供の教育・保育の核となる施設がなかってもいいやないかと、8つの地区はなかってもいいというお考えなんでしょうね。

◎中山裕司委員長
部長。

●玉置教育部長

教育委員会ということでお話が出ましたので、私も所管しております幼稚園でいきますと、非常に範囲が狭もうございます。例えば二見地域には幼稚園がないということもございますので、そこに、今から設置をしていくというのは、非常に難しいのかなというふうに考えておりますので、教育委員会といたしまして、幼稚園ということに関しますと、現在の公立幼稚園残していく幼稚園を拠点施設ということで位置づけをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

質問の仕方悪かったんですが、幼保合わせての話なんですが、その辺いかがでしょうか。

◎中山裕司委員長
部長。

●鈴木健康福祉部長

9支所の中で区切ってしまうと、ない箇所も出てくるというふうなところでございますが、例えば、支所の範囲も超えてですね、だいたい市内のほうで既存の施設を利用しながら、拠点となるような配置をさせていただいたというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

また改めて、お聞かせをいただければと思います。

それともう1点ですね、7ページに公立施設の整備計画表というのがございますよね。

その中で、幼稚園の整理の仕方なんですが、5園あって2園廃止して3園に整備をするというようなことになっておるんですが、今、休園をされとる5園の扱いが抜けとるんじゃないかなというふうに思うんですが、今、現に伊勢市としては、幼稚園が10園あって、それを3園にしていくんやということになるかと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●北教育総務課長

委員言われましたとおり、現在休園という園がいくつがございますが、そちらにつきましても、ほかの用途で住民の方御利用していただいたりとか、実際のところ復活して、また、園を運営するということは難しい状況でございますので、実質は廃園という扱いと認識しております。よろしく申し上げます。

◎中山裕司委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

廃園というのはわかるんですが、整理の仕方としてですね、これまでずっと休園できてますやんか。廃園とは一回も教育委員会として言ってないですよ。

だから、この際、休園になっとる幼稚園については、文書では書いてもらってあるんですけど、この表でですね、10園から3園にしますというふうなことで整理してもらわんことには、おかしいんじゃないですか、ということです。

◎中山裕司委員長
課長。

●北教育総務課長

そのような形で表のほう整理させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎中山裕司委員長
岡田委員。

○岡田善行委員

先ほど西山委員も言われたのには私も同感と思っているんですが、そのあたりはもう少し聞きたいのと、まず最初に第1期の計画ですと3園7園構想だったと思うんですが、今回、3園6園なってますが、その1園減った理由をお聞かせください。

◎中山裕司委員長
はい、課長。

●藤原こども課長

以前の計画では、幼稚園が3園程度、保育所7園程度というふうにお示しをしておりました。

今回改めまして、公立施設の役割を担って存続させていくという施設として再度検討し

た結果としまして、幼稚園について数は変わらないんですが、保育所のほうは、公立として存続させる園が6園というふうに減少した結果となっております。

◎中山裕司委員長
岡田委員。

○岡田善行委員

理由としてはそれだけの理由ですか。ただ、まあ、検討しましたら1園減りました、というだけの理由なんですか。それともこういう理由があったから減らしましたという明確な理由はないんでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

理由といたしますのが、理由があって減らしたということではなくて、再度一から存続させていくべき施設として検討した結果でございます。

◎中山裕司委員長
岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。最初からゼロベースで考えて今検討したら6園でよかったということですよ。それでは、先ほど西山委員も言われましたが、今後、子供たちは確実に減っていきます。

さらに将来的にはかなり減っていくと思うんですが、その状態で今、今度民間に公募して園を運営してもらおうと言っておりますが、基本的にはある程度こう算段ができていのかどうかというのは全くわかってないのか、それともある程度わかっているのかその点お聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

今後民間の受託先を探していくということになりますけれども、これまでにはですね、既設の事業者であったりとかから構想としてはお伺いをした、ということもございますが、この計画の作成に当たってそういったことを想定しているかということとそうではなくて、実際には、今後公募をしていく中で、手を挙げていただく、応募者する事業者があるかどうかというところは現在はわかっておりません。

◎中山裕司委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。なければ今までどおりに公立扱いでやっていくと10年は、ということがうたってありますので大丈夫なんです、先ほど西山委員が言われた、施設の維持、また新しく建て直すそういうところによっても、また民間が入ってくるのかどうか違うと思っ
てます。

それも考えるとすごく難しい問題になると思っております。

そう考えると、最初に公募をかけて、もし来なければ、これからどんどん子供が減って
いく状態で、さらに何回も公募をかけても、実際に来るかどうかっていうたら、来ないほ
うが高いと思うんですよね。

そう考えるとある程度公募をかけたときに、あ、ここは公募かけても無駄だな、来ない
なということがある程度わかったときは、この今の構想を柔軟に変えるというそういう考
えを持っているのかどうかお聞かせください。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

公募をした結果としまして、受託していただける事業者がない場合でございますけども、
適切な事業者がない場合は、当面現行の公立で存続していくというふうに計画の中でも示
しております。

公募した際受託事業者がない理由によりまして、その問題を解消できるのであれば再公
募も考えられますが、特段、解消できるような問題ではない、例えば仰せのとおり児童数
が減少していくということに関しては解消が難しい問題でございますので、そういった理
由からであれば、公立で存続をさせていただくというふうに方向転換をしなければなら
ないということも考えられます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。それなら柔軟に考えてもらえると考えてよろしいですね。

それと、もう一点ですが、民間ということになりますとやはり収益事業は必ず必要です。
そうなってくると、生徒の、子供の減少によって撤退という可能性もありますよね。

もし撤退なされた場合は、こういう施設に関してはまた公立として立ち上げるという考
えを持ってるのかどうかそれだけお聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

民間による保育の実施に関しましては、これまでも、多くの民間の方私立の保育園で担っていただいております。長年の実績がございます。

今後、公募して新たな事業者を選定していく際には、事業の継続性とかを慎重に見きわめた上で選定をしていくことになろうかと考えております。

万が一、途中での撤退ということになれば、それに関しては、他の公立施設あるいは他の民間施設に関しても受け入れの要請をして協力を求めて、どこかの園での保育の継続を保障していかなければならないと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
岡田委員。

○岡田善行委員

ありがとうございます。公立、民間どちらでもやってもらうのは結構だと思うんですが、基本的にやはり民間ができないところは公立が世話をする、そういうスタンスを取ってかなくてはダメだと思ってますので、どうか伊勢市民の保育行政が滞ることなく、うまくできるように考えてもらいたいと思ってますので、よろしくお願いします。

◎中山裕司委員長
ほかに。吉井委員。

○吉井詩子委員

岡田委員のほうからも、民間の委譲に対する算段というような話も出たんですが、今度新システムになっていくということで、この民間さんが、今、どういうことを考えていらっしゃるのかということ、幼稚園さんにしても、保育園さんにしても、移行の、こども園を考えているのかとか、そういう確認というのはどの程度今されておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

既存の民間施設に関しての新たな制度に基づく、今後の動向でございますけれども、新たな制度を受けて、どのようにお考えかということで、意向調査をですね、私立幼稚園については、既に実施をさせていただきました。

私立幼稚園につきましては、認定こども園化を検討されておる園が1園ございました。

保育所につきましては、これから県の調査にあわせて、今後調査をしていく予定ですので現在ところ把握はしてございません。

◎中山裕司委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

しっかり把握していただいた上で、この委譲ということについて、またお話をしていたかなければ、公募に対して手を挙げてくれる人というのが出てこないと、また困るのではないかと思いますので、お願いいたします。

もう一点だけ公立の役割といたしまして、ここにも特別支援教育の中心的な役割と書いてあります。

今も鈴木委員のほうからもバランスというようなことも言われました。

この点がやはり気がかりになってまいりますので、この特別支援教育の役割についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎中山裕司委員長
副参事。

●松村学校教育課副参事

御指摘のとおり特別支援教育については、今後、大変必要になってくること、というふうに考えております。

いずれの施設におきましても、特別支援教育について、取り組めるように、また、支援が必要な幼児への適切な支援ができるようにというふうに考えております。

また、小学校への連携というようなことから、この部分は考えていかなければならないというふうに、考えております。

今現在就学前の教育保育連絡協議会というものを設置しておりまして、私立・公立の幼稚園・保育園、また小学校の代表等の方にも出ていただきまして、就学前の教育・保育の質の向上のための改善策について協議しておるところでございますけれども、巡回相談等の活用等につきましても、そこで話し合いをさせていただいておるところでございますので、またそのような場も活用いたしまして、推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい。吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。公立が民間になったとしても、やはり、特別支援教育に関しましては、各課で連携もしていただいて、しっかりとやっていただきたいと思いますので、

よろしくお願いたします。以上です。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。よろしいか。

この項につきましては、本当に皆さん方それぞれの立場で、意見が出まして、いろいろと皆さんが意見交換されました。

当市にとりまして、就学前の子供の教育というのは、その子供の将来を形成する一番大事な教育だという認識をいたしておりますので、ただその今話やないですけども、子供のパイが少なくなっていく、少子化が進んでいく。

そういう中で、合理化っていうとおかしいですけども、要するに減らしていくというね、施設減らしていくと、いうことに偏ってしまうと、本当にそういうような大事なときの教育というのはやっぱり置き去りにされていくと、いうようなことをこれ考えていかなきゃならん。今後。

私は、この今回の整備方針が抜粋して書かれておりますけれども、これ、当然のことでありまして、しかしながら公の果たす役割、民の果たす役割というものです。しっかりここでもう一度認識をしていかなきゃならん、と同時に何でもかんでも民に委ねる、委ねることは必要かもわかりませんが、先ほどちょっと質問もございましたようにですね、やっぱり、公と民とのきちっとした協議がなされて、そういうような粗相がないように、日ごろからそういうような、先ほど答弁あったけども協議会というのは、形式的な協議会であってはいかんのかと思いますよ。

これやっておりますよ、ではいかんので、本来的に公が民に委ねるとするならば、その点での、民のほうもそういうような、認識を持ってもらわないかん。

それとこういう施設は地域バランスをっていうようなことはとてもじゃないけど難しい、ということも私はあると思います。

そういうことを総合的にいろんな視点から考えて伊勢市におけるところの就学前の子供の教育、先ほど西山委員も言われたけれども、そういうようなことが大切に守られていくということの視点から考えてもらわんといかんということ。

なんでもかんでも少なくしていく、合理化というか、その今のしていくということであってはならんというように思いますんで、その点今後ですね、十分そのような協議を教育委員会と、福祉部あたりが、保幼一元化というかたちで、保幼をどういうふうにしていくかということですから、そこら辺の垣根を作ることなく、保幼がきちっと協議もしていくことも必要かというふうに思いますので、強く、委員長としてもお願いをいたしておきたいと思います。

【第2次伊勢市総合計画（案）について】

◎中山裕司委員長

それでは次に、「第2次伊勢市総合計画（案）」について説明を願いたいと思います。

はい、課長。

● 辻企画調整課長

それでは、「第2次伊勢市総合計画（案）」につきまして、御説明を申し上げます。

これは、去る7月4日開催の教育民生委員協議会后、実施いたしましたパブリックコメントの概要結果等を御報告するものでございます。

恐れ入ります、資料5の1をごらんください。

「1パブリックコメントの結果概要」につきましては、計画案をホームページに掲載するとともに、本庁ほか主要施設に備え置き、7月11日から1カ月間、意見募集を行いました。その結果、6名の方から32件の御意見をいただきました。

当委員協議会関係分のうち、御意見を踏まえて、修正いたします内容について御説明を申し上げます。

3ページをごらんください。3ページのBの方の3番目の御意見、第2章第1節「学校教育」の取組方針、222番に「豊かな心・健やかな体の育成」というのがございますが、その中における障害者や高齢者に対する正しい理解・配慮のための取り組みについての御意見ございますが、既にそうした取り組みを実施しており、記述が不十分でしたので、わかりやすいよう字句の追加をさせていただきます。

続きまして4番目の御意見、第2章第4節「文化」の取組方針、241番「文化芸術の振興」の内容の追加につきましては、この方の御指摘を踏まえ「演劇・音楽・舞踊など」の文言を追加させていただきます。

その他の寄せられた御意見及びそれに対する市の考えにつきましては、2ページから10ページに記載のとおりでございますので、恐れ入りますが御高覧いただきますようお願いいたします。

次に「2市民説明会の結果概要」につきましては、記載のとおり、本庁、総合支所管内の計4カ所で説明会を開催いたしました。参加者は少なかったですが、基本構想の位置づけ、総合計画と個別の分野計画との関係、それからその進行管理の方法などについて、質疑応答、意見交換など市民の皆様との双方向のやりとりを行うことができました。

最後に、「3素案の修正内容」につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、11ページの資料5の3をごらんください。

先ほど、御説明申し上げましたパブリックコメントを踏まえた修正のほか、再度庁内で内容を確認したところ、字句の修正、字句の補完、そういったものが必要な箇所がございましたので、記載のとおり修正いたしたいと存じます。

右端に修正事由という区分がございますが、そこに「庁内検討」と記載してある項目が該当項目でございます。

左端にページ番号を記載しておりますけども、まず75ページは、第3章「環境」、第2節「環境保全」の指標②「大気汚染に係る環境基準を達成した項目数」の記載方法を改めるもの、また78ページは、第3章「環境」、第3節「環境教育」の指標①「環境学習時間数」について、わかりやすいよう単位を修正するものでございます。82ページは、第4章「医療・健康・福祉」、第1節「保健・医療」の取組方針411番、「成人の健康づくり」における介護予防の記述について補足をするものでございます。99ページは、第4章「医療・健康・福祉」、第5節「障がい者」の指標②「サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成率」について、作成した本人や家族、あるいは事業者、そういったところを整理をし、目標値

を見直したものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、及び明後日の議会への御報告後、修正内容を反映した形で計画のほうを確定し、製本の上、議会の皆様をはじめ、県、関係市町等に配布させていただく予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、「第2次伊勢市総合計画（案）について」御説明を申し上げます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

◎中山裕司委員長

どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

【障害者相談支援事業について】

◎中山裕司委員長

続いて報告案件に入ります。

初めに「伊勢市障害者相談支援事業」についての報告を願います。

はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

伊勢市障害者相談支援事業について御説明を申し上げます。恐れ入りますが資料6をごらんください。

この事業につきましては、平成26年度当初予算におきまして債務負担行為として計上しているものでございますが、この度運営を受託する法人を公募することとなりましたことから、御報告をさせていただくものでございます。

1番の事業概要といたしましては、障害者総合支援法に基づく相談支援事業は伊勢市障害者総合相談支援センター「フクシア」において実施をしていますが、増加する相談件数や権利擁護など多様化するニーズに対応し、相談支援体制のさらなる充実を図るため、新たに相談支援事業を実施する伊勢市障害者地域相談支援センターを2カ所増設するものでございます。

2番の委託する主な業務内容といたしましては、一般的な相談業務に加え、地域で孤立し支援が届きにくい方やサービスや社会資源につなげることが困難な方への支援、平成27年度より必須となりますサービス等利用計画作成に対する支援、相談支援事業者ネットワークや人材育成研修等への参画など、地域の相談支援体制の整備・充実に関することとしております。

開設は平成27年2月1日を予定しており、運営方法といたしましては、指定特定相談支

援事業所を設置していることを条件とし、中立・公正で、円滑に相談支援業務等を実施できる法人をプロポーザル方式により選定し、相談支援事業の運営を委託するものでございます。

3番の設置場所につきましては、今回増設する2カ所につきましては担当地域を決め、その圏域ごとに運営法人を公募することとします。東地域は五十鈴・港・二見中学校区、西地域は宮川・豊浜・北浜・城田・小俣中学校区を範囲とし、これらの地域以外については、障害者総合相談支援センター「フクシア」が引き続き相談支援業務を担当することといたします。

4番の運営に係る職員体制としましては、今回増設する2カ所とも、常勤で専従の職員を2名以上とし、社会福祉士等の専門的職員を配置することとしております。

5番の委託期間及び委託料につきましては委託期間は平成27年2月1日から平成30年3月31日までの3年2カ月で、委託料につきましては、平成26年度につきましては1カ所当たり2月と3月の2カ月分で169万2,000円でございます。

6番の今後のスケジュールといたしましては平成26年8月下旬に実施要領を公表いたしまして、その後、10月中旬にプレゼンテーションと選定会議において受託候補法人を決定し、10月下旬に契約を行い、その後開設のための準備を経て、平成27年2月1日開設の予定でございます。

以上が伊勢市障害者相談支援事業についての概要でございますのでよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況について】

◎中山裕司委員長

はい、それでは次に「おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況」について御報告願います。

課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

「伊勢市認知症対応型共同生活介護事業おばたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況」について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料7をごらんください。おばたグループホームにつきましては、平成26年3月市議会定例会前の教育民生委員協議会におきまして、事業見直しについて御報告をさせていただき、廃止の方向で施設の利用者に協力を求めてまいりましたが、1番の表のとおり利用者の皆様が、当初の予定より早く他の施設へ移転をされることとなったた

め、現時点での状況を報告をさせていただくものでございます。

入居者状況といたしましては、年度当初8名の方が入居していらっしゃいましたが、5月から毎月、他の施設へ移転をされ、8月中旬となっておりますが、8月の18日に全入居者の皆様が移転をされました。

このような状況から施設の廃止の時期といたしましては、入居者の移転終了を確認させていただいた後、残務処理等を行い、12月の市議会定例議会で伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の廃止条例を提案をさせていただきたいと考えております。

また、廃止後の施設利用方法といたしましては、既に2月の教育民生委員協議会において、御報告をさせていただいたところでございますが、介護保険の施設と比べ、障がい者支援施設が不足していることから、民間での障がい者共同生活援助施設・グループホームへの転用について検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が伊勢市認知症対応型共同生活介護事業おぼたグループホームの事業見直しにかかる進捗状況についてでございますので、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告でございますので、この程度で終わっておきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。

【離宮の湯の指定管理者の公募に係る経過について】

◎中山裕司委員長

それでは、次に「離宮の湯の指定管理者の公募に係る経過について」の報告を願います。課長。

●田中小俣総合支所生活福祉課長

それでは「伊勢市離宮の湯指定管理者の選定に係ります経過」について御報告申し上げます。

資料8のほうを御高覧いただきたいと思います。

施設の名称でございますが、「伊勢市離宮の湯」、所在地は伊勢市小俣町元町536番地でございます。

公募の理由でございますが、26年度、今年度でございますけど、指定期間が満了するためでございます。

指定期間につきましては、平成27年度、来年度から31年度までの5年間とさせていただいております。

業務内容は、「離宮の湯」の運営及び維持管理でございます。

5番が指定管理者の選定経過でございます。公募の周知につきまして、6月18日から26日までの9日間、伊勢市のホームページのほうに掲載させていただきまして、周知させていただきました。

現地の説明会を7月1日に実施いたしまして、3社参加していただいております。この現地説明会につきましては、本申請のための必須条件とさせていただいております。

申請の受付を7月2日から15日までの14日、2週間実施いたしまして、申請件数は1件でございます。

選定委員会は2回開催させていただいております。第1回を7月18日に開催いたしまして、内容は応募状況、選考方法の説明をさせていただきまして、申請者からの提案書のほうを配布いたしております。第2回目を8月5日開催いたしまして、プレゼンテーションと審査のほうを実施しております。

プレゼンテーションにつきましては一般公開とさせていただきまして、7月29日から8月5日までの8日間、伊勢市のホームページのほうで掲載、周知しております。参加のほうは2名ございました。

選定結果でございますが、現在の指定管理者であり、今回の申請者でございます「イオンディライト株式会社東海支社三重支店」を指定管理者候補といたしまして選定していただいております。

6番の今後の議会スケジュールでございます。指定管理者の指定に係る議案を9月定例会のほうで提出させていただきまして、御承認いただければ債務負担行為のほうを12月の定例会で補正予算計上させていただきたいと考えております。

以上、伊勢市離宮の湯指定管理者の選定に係ります経過について、御報告申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告も報告案件でございますので、本件についてもこの程度で終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。御異議なしと認めます。

以上で御協議願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。どうも御苦労さんでございました。

閉会 午後2時57分